

留意事項

【支給対象者について】

(基本給付)

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者等

(追加給付)

上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者

【支給額について】

(基本給付)

上記①～③の支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ3万円を加算した額とする。

(追加給付)

児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、5万円を1回に限りを支給する。

【申請先について】

(基本給付)

- ① → 申請不要です。
- ②・③ → 申請時点で居住する住所地の市区町村へ申請してください。

(追加給付)

申請時点で居住する住所地の市区町村へ申請してください。

【申請・支払方法について】

(基本給付のうち①の者の場合)

- 支払方法は、次の3種類ですが、原則、令和2年6月分の児童扶養手当振込口座に振り込みます。
 - ① 児童扶養手当口座振込方式：令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

- ② 指定口座振込方式：支給決定前までに、支給対象者が指定口座の変更の届出を提出し、変更後の指定口座に振り込む方式
- ③ 窓口交付方式：指定口座への振り込みによる支給が困難である場合には、屋久島町が窓口で現金を交付することにより支給する方式

(上記以外の場合)

- 申請・支払方法は、次の3種類です。
 - ① 郵送申請口座振込方式：申請書を郵送により提出していただき、指定の金融機関の口座に振り込む方式
 - ② 窓口申請口座振込方式：申請書を市区町村の窓口に出していただき、指定の金融機関の口座に振り込む方式
 - ③ 窓口交付方式：申請書を郵送により、又は市区町村の窓口に出していただき、市区町村の窓口で現金を支給する方式
- 申請受付開始日及び申請期限は次のとおりです。

申請受付開始日	
① 郵送申請口座振込方式	: 令和2年7月1日(水)
② 窓口申請口座振込方式	: 令和2年7月1日(水)
③ 窓口交付方式	: 令和2年7月1日(水)
申請期限	: 令和2年2月26日(金) 必着

【申請方法】

- 記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、窓口又は郵送により屋久島町福祉支援課に提出してください。
- 申請書を提出される際は、申請書様式記載の書類を添付してください。
 - ・ 申請者の方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等）の写し
 - ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
 - ※ 窓口での現金支給を希望する場合は添付する必要はありません。
 - ・ 戸籍謄本又は抄本
 - ※ 既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は添付する必要はありません。
 - ・ 簡易な収入（所得）見込額の申立書及び収入（所得）を証明する書類
 - ※ 支給対象者のうち、②、③の場合
- ゆうちよ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に以下のように記載されています。）をご記入くだ

さい。

※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ

『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。

【店名】〇〇〇（漢数字3桁）〇〇〇（読み方）

【店番】〇〇〇（数字3桁）【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇（数字7桁）』

※ 「記号（5桁）、番号（8桁）」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。

- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。
- 窓口での現金の受取りは、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込みによる支給が困難な方が対象となります。

【屋久島町役場福祉支援課からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、屋久島町役場福祉支援課から問合せを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに屋久島町役場福祉支援課又は警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、屋久島町が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段によりひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給したひとり親世帯臨時特別給付金の返還を求めます。
- ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

屋久島町役場福祉支援課 電話：0997-43-5900
